

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

## 検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年3月16日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0316第1号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)が改正され、令和4年4月1日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

なお、上記通知において検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合、SARS-CoV-2核酸検出およびSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に再度見直しを行い700点とする旨記載されています。

敬具



## 「検査実施料」の留意事項改正

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
<b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b>				
	SARS-CoV-2核酸検出	検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合 850(425×2回分)	微生物 (150)	*1

[注] 下線部が追加変更されました。(該当箇所のみ抜粋)

\*1：SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
<b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b>				
	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出	検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合 850(425×2回分)	微生物 (150)	*2

[注] 下線部が追加変更されました。(該当箇所のみ抜粋)

\*2：SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

※：検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合の「SARS-CoV-2核酸検出」及び「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」の点数については、以下のとおり算定できます。

- ・「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法(425点))2回分を合算した850点が算定できます。
- ・令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点、令和4年7月1日から700点が算定できます。
- ・令和4年7月1日以降の算定につきましては、「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」HPV核酸検出の所定点数(350点)2回分を合算した700点が算定できます。